

平成27年第3回臨時会

○議長 宮城清政君 ただいまより、平成27年第3回南風原町議会臨時会を開会します。

○議長 宮城清政君 それでは、ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開会（午前10時09分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって4番 大宜見洋文議員、5番 照屋仁士議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。これから議案の上程に入ります。

日程第3．議案第29号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第3．議案第29号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第29号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第1号）平成27年度南風原町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,423万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億2,693万3,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、議案第29号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第1号）について概要を説明いたします。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」について説明します。今回の補正は、沖縄振興特別推進交付金事業で交付決定が得られた事業を早期に実施するための補正が生じたため、歳入歳出それぞれ4,423万3,000円を増額し、補正後の一般会計予算額は130億2,693万3,000円となります。より詳細な説明の必要があれば、質疑のなかでそれぞれの担当部課長から説明いたします。

それでは、補正増額4,423万3,000円の内容について歳入より説明します。6ページをお願いします。14款2項1目。総務費県補助金3,506万1,000円の増は、4月10日に交付決定された沖縄振興特別推進交付金事業で、新規及び一部新規のため当初予算に計上していなかった6事業分の計上です。

7ページ。17款1項1目。財政調整基金繰入金917万2,000円の増は、1号補正歳入歳出の上程により基金からの取崩しを行うことによるものです。なお、補正後の同基金残高は、5億291万4,000円となります。

続きまして、歳出について説明いたします。8ページをお願いします。3款2項3目。児童厚生施設費402万円の増は、所得の低い一人親世帯の学童クラブ保育料を2分の1（上限5,000円）を補助するもので、前年度実績67名掛ける5,000円の12月分で402万円の計上となります。

9ページ。4款1項4目。環境衛生費201万円の増は、沖縄特有の危険生物であるハブを駆除するための臨時職員賃金148万7,000円、ハブ捕獲機等用品を購入するための消耗品費35万6,000円、マウス飼育小屋及びハブ捕獲棒を購入するための備品購入費16万7,000円の計上です。

10ページ。5款1項1目。失業対策費682万8,000円の増は、無料職業紹介所を設置するための雇用支援嘱託員報酬240万3,000円、無料職業紹介システム委託料・同システム保守委託料・無料職業紹介所宣伝広告委託料431万9,000円、嘱託員が使用する事務机などを購入するための備品購入費10万6,000円の計上によるものです。なお、システムの保守委託料につきましては、沖縄振興特別推進交付金事業対象外経費となるための単費となります。

続きまして11ページ。7款1項1目。商工振興費745万2,000円の増は、中小企業現状調査業務委託料745万2,000円の計上によるものです。町内の中小企業を対象にアンケート等を実施し、現状把握・分析を行い、今後の町の産業振興につなげます。2目。観光費497万1,000円の増は、かすりの道活性化プロジェクトの一環で、宇本部地内にある古民家に観光用のトイレを整備するものです。同古民家において、土地の使用賃借権設定登記が必要なため、その登記委託料及び実施設計委託料101万円、便益施設整備工事396万1,000円の計上によるものです。

12ページ。10款6項1目。保健体育総務費1,895万2,000円の増は、昨年度は沖縄県の芝人事業で整備した黄金森公園陸上競技場の芝生管理を、今年度は本町で実施するためのもの

で、需用費162万2,000円及び役務費22万2,000円の増は、芝人事業で育成された専門員を継続して4月1日から採用するため流用したことによる補てん分、また、黄金森公園陸上競技場芝生管理委託料701万7,000円、芝生管理に必要な芝刈機、その刈り取った芝等を回収するスーパー、肥料散布機を購入するための備品購入費1,000万1,000円の計上です。

以上が議案第29号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第1号）条例改正についての概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。3番 大城 勝議員

○3番 大城 勝君 ただいまの説明で11ページ、観光費で、トイレの件ですが、トイレの管理についてお聞かせください。観光客がそこへ訪れたとき、時間、曜日など、いつでも使える状態にあるのか。管理はどこがなされるのか。お聞かせください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。詳細な管理についてはまだ詰めておりませんが、清掃関係については今現在、公園関係のトイレをまちづくり振興課のすぐやる班で土曜日を除くほぼ毎日清掃をやっておりまして、その一環でできないかと検討しているところであります。全体的な管理につきましては、観光協会、門中と詰めを行っておりまして、管理の詳細についてはこれから詰めるところとなっております。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 近くに本部公園がございますので、ああいった管理形態であれば、古民家を訪れる観光客の皆さんも同じように利用できると思います。そういうことでよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 1点だけ教えてください。7ページの財政調整基金。残が5億200万円ということでありまして。20億円を超えていた記憶がありますが、だんだん減って行って5億円ちょっとしかないという状況だそうです。今後の財政運営で、例えば自然災害が発生してどうしても急にやらなければならない、あるいは教育機関の学校整備であるとかそういった急にやらなければならないときにこの財源で十分なのかどうか。財政運営上、本当に支障をきたさないのかどうか、どう判断されているか聞かせてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。平成25年度末の財政調整基金の残高が19億7,100万円程度でございました。ご承知のとおり、平成26年度の最終補正で約9億円を予備費に充当させていただきまして、国保に係る連結決算の赤字を解消する目的でそういった措置を取らせていただきました。おっしゃるとおり、いろんな緊急な場合等もございますが当然この理由が国保制度の沖縄県に与える影響が非常に大きく関係しておりまして、今回の決算ではこの予備費には当然歳出しませんので、その9億円、それからその他の実質収支のプラスの部分1億円ないし2億円の10億円程度はおおむね繰り入れられることにはなると思います。しかし、平成24年度の19億7,000万円からは3億円、4億円減るのですが、おおむね15億数千円程度の財政調整基金にはなろうかと思えます。いかんせん、国保制度の影響が非常に大きいということをご理解いただきたいと思えます。また、制度上、実質収支の黒字の部分の2分の1を下回らない額が財政調整基金に積み立てられることでもございまして、本町一般会計は実質収支の率もおおむね良好だと判断しておりますのでそれはそれで今後も継続していく。ただし、やはり全体的な財政調整基金としては今後、国保税とリンクしてトータルで検討していく必要もあるかと思えます。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 理解できます。でも、いつも健全な財政運営をするために基金は非常に大事なものです。そういう意味で、事業執行についてもしっかりした計画のなかで財政運営をしていていただきたい。健全な財政運営をするにはやはり基金が必要ですので、今後とも意を払っていただきたいことを申し上げておきます。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それでは、いくつか質疑をしたいと思えます。まず8ページの学童クラブ保育料の補助です。「所得が低い」とうたわれておりますけれども、この中身をもう少し詳しく、どこに線を引くのかお伺いしたい。

それから、前年度実績を基に算定しておりますけれども、それを上回った場合は補正をするという考えでいいのかどうか。

それから、新しい補助金かと思うのですが、例規上どうなっているのかお答えいただきたいと思えます。

それから、10ページの無料職業紹介の事業の内容をもう少し詳しくご説明いただきたい。

次の11ページ、中小企業現状調査業務委託とあるのですが、10ページの無料紹介宣伝広告の委託料のそれぞれの委託先を説明していただきたいと思えます。

それから11ページ2目。本部の古民家にトイレを整備するという事で工事費などが計上されておりますけれども、古民家という場合の基準、何を以て古民家とするのか。同じ基準であれば、他にも同じような対応がなされるのかどうかお聞かせいただきたい。

それから、これは謝名家のことだと思っておりますけれども、これまでも幾度か観光協会等とおしてでしょうか、詳しくは分かりませんがいろいろな予算が計上されてきたと思えます。これまでの累積と言いますか、これも含めてどれだけの予算がこれに計上されたのかどうか今持っておられれば聞きたいと思えます。以上についてお聞かせください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 ただいまのご質問にお答えします。まず1点目、一人親世帯で所得が低いとはどの程度の所得が対象になるかでございますが、おおむね230万円未満の所得が該当します。対象としまして母子・父子家庭、それに準ずる養育世帯で、その児童の保護者が児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受給している、あるいは南風原町の母子及び父子家庭等の医療費助成を受けている家庭、そういう世帯がまず対象となります。

それから2点目でございますが、現在、前年度の実績で計上しておりますがそれを上回った場合は補正も考えております。ただ、今年度に関しましては、本町の学童クラブの受入態勢と言いますかキャパの問題もありますのでそこを調整しながら補正も考えていくということでもあります。

3点目です。例規上ではありますが、南風原町児童健全育成事業補助金交付要綱がございまして、前年度から学童クラブに対して家賃補助をしております。この要綱のなかでこの一人親世帯へ補助していくと規定しておりますので、その部分で例規上は対応ということになります。以上でございます。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 それでは、産業振興課から10ページの無料職業紹介所と中小企業現状調査について質問をいただきましたので答弁いたします。無料職業紹介所の業務内容ですが、今現在は農業だけの職業紹介・マッチングとなっております。当初の目的としては、サトウキビの刈り入れ等繁忙期に人の雇い入れをマッチングするという事でスタートしたものでございますけれども、一般的な野菜の収穫時期も含めて町内にはいろいろな事業所がありますのでその事業所も含めて職業紹介所を広げていきたいということで業務内容を考えております。

それから、同じようにそのなかにはありました広告宣伝委託料につきましては、委託先はまだ決まっておりません。基本的にこういう職業紹介所が雇用の募集、それから人の募集を広く周知するためのチラシ等も含めて検討しております。

それから、中小企業現状調査の業務内容ですが、南風原町には中小企業、零細な企業が多くございますが、ひっくるめてきちんと現状を分かっていない。どのへんにテコ入れをすればいいかというような調査・分析ができていないということがありまして、町内にある中小企業、小規模事業所の調査を行いまして、どのへんに力を入れるべきか分析等を行う事業になっています。ちなみに今現在考えていますのは、業種がいろいろありますので伝統工芸の分野とサービス業、それから製造業、その分野ごとにアンケートを取っていきたいと考えています。

それから、古民家についての質問がございましたが、観光に寄与する古民家を対象にわれわれは現在、観光をPRする、中心的な情報を発信する拠点としておりますが、観光という意味ではどうしても人間が行き交う所にトイレは必須で、トイレが汚い状態で人を呼ぶのは観光として非常にマイナスのイメージを与えるということで、トイレの整備を考えております。質問がありました観光協会含めて予算計上がどれぐらいなされているか、資料の手持ちがございませんので次回の機会に答弁したいと思います。

古民家の定義も含めてですが、明確な定義を今持ち得ていないのですが、一般的に考えている定義とは、やはり古くから、また戦後すぐに建ったような建物で、観光に使えるような建物を現在では古民家という呼び方をしています。必要があれば具体的な定義もやっていきたいと思えます。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ご答弁ありがとうございました。まず、学童クラブ保育料補助の件ですけれども、これまで家賃補助などに活用している要綱を見ていないものですから正確に言えないのですが、そのなかに保育料と言うのでしょうか利用料と言うのでしょうかその補助もできるようになっていたとのことです。そうしますと、これまでそれができるようにはなっていたけれども、補助金を設定していなかったことになるわけですね。新たに例規を変えた、整備したということなのか、それともこれまであった例規を活用して今度の補助金を出せるようにするということなのか。もしこれまで例規はあったけれども、補助金が出されていなかったのであれば、例規はあるのにそれが出せるような予算を組まなかったのか、それが整合しなくなると思うので説明していただきたいと思えます。

それから、10ページの職業紹介の件で確認ですけれども、これまでは農業のなかでもサトウキビだけだったものをその他の作目にも対象を広げるという理解でよろしいのかどうか。それから、農業以外の企業、町内事業所のなかでの職業紹介も含むということで理解しているのかどうか聞かせてください。

それからその宣伝広告の委託先をまだ決めていないとのことですが、431万9,000円にはシステム委託料なども含むようですからそれは別かもしれませんが、宣伝広告を委託する上で金額をどのように算定したのかご説明いただきたいと思えます。

それから、11ページの中小企業現状調査委託について説明を伺いますと、今更という感じがしはするのですね。これまでも議会では決算まで審議会、町内の産業振興のための審議会商工審議会でしたか、そういったものが規定はあるのに開かれていない、あるいは予算計上されたのに開かれていないということが何度も指摘されてきているわけです。そうしたなかで今頃という感じがするのです。現状が把握されていませんと説明するのは、非常に不十分、本来の目的からすると今頃かという感じがするのですね。そのあたりどうなのか。現状を把握することから始める、当然のことなのですが今頃なのかという感じがするのです。そのへん、改めて説明があればいただきたいと思います。

それから古民家の件ですけれども、今は確かに様々なイベントも開かれたりして町外からあるいは町内からもお客さんに来てもらって地域を活性化する大きな役割を果たしていると思うのですが、この定義を明確にしておかないと、それが曖昧なかたちでは公金を支出していく意味で何故そこだけか、ではどんな場合はそれがオッケーなのかと明確にしておかなければいけないと思うのです。そのあたり答弁があれば伺いたいと思います。以上、お願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。予算の措置と例規の関係でございますが、例規上は平成26年度で制定しております。これは平成26年度で学童クラブへの家賃補助と一緒に要綱を整備しました。両方とも一括交付金を活用するために要綱を整備して、県・国に要請してまいりました。しかし、家賃補助は先に認められたのですが、この一人親家庭の補助につきましては内閣府から個人の財産形成になるのではないかと質問がございまして、そういう部分で国とのやり取りに時間を費やしまして当初予算でも計上することができませんでした。今回、この部分について国にも認められまして内諾を得ておりますので今回の補正となっております。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 先ほどの答弁で舌足らずの箇所がありましたので、改めて答弁申し上げます。無料職業紹介所は、農業でサトウキビだけではなくて、サトウキビを中心とする繁忙期にやっておりました。一般的な野菜の収穫についても希望があればやっておりましたが、そのへんについては今回さらにいろいろ施策を考えまして、農協も同じ職業紹介をやっているということで棲み分けをしていたのですが、農協の職業紹介がなかなか機能しないことと、われわれのほうにある農業青年、農業委員会などの情報も駆使して、もっと農業含めて小さい雇用から大きい企業の雇用にまで広げていきたいということで考えております。サトウキビだけではないということでご理解いただきたいと思います。

それから、職業紹介所の予算計上につきましては、システム委託料がほとんどで、新しくマッチングのためのシステムを入れる部分が大きくあります。今回の広告宣伝は、印刷製本費、チラシ代をこちらで計上することを考えております。

それから、中小企業現状把握についてですけれども、これまでは大きく中小企業の数であるとか、規模であるとかというような把握については統計を含めてございましたが、今回こちらで考えているのは、どういうふうに政策、どういうふうにやっていけば中小企業の足腰を強くすることができるかを一括交付金の沖縄での特別な事業ということで相談をしましてところ予算が付きました。遅いのではないかというお話もありましたが、これからそのへんについてもっとテコ入れができるように、今回は現状を把握し、次回それについてどういう対策を練っていくかといういくつかの手順を踏まえて企業振興に期したいと考えております。

それから、古民家の定義であります、一般的に戦前からある屋敷囲いでありましてか民家、それを前提としているのですが、石の部分、それからトイレ、いろんなものが戦前からそのまま残っている、戦後も使われたものでありますとかそのへん含めて古民家という定義をしておりました。一部改修があったり、戦後造り替えられたりという部分含めて、その風情も含めて戦前からあったというものを古民家と定義はしているのですが、明文化しているものがございませんでしたので、検討していきたいと思っております。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 順次質問していきたいと思っております。8ページの学童クラブ保育料ですけれども、去年の実績があるなかで補正ということで、実績があるのであれば当初予算でできるのかと思うのですが、それは内諾の関係なのかご説明いただきたいと思っております。

次に、10ページの無料職業紹介のシステムですが、今の答弁のなかでは人材サポートセンターを広げたようなかたちの説明がありました、主にシステムだと思っておりますがどのようなシステムなのか。例えば職安などのシステムが南風原町でできるとか、そういったようなシステムであれば町民にとってメリットがあるかと思っております、システムの中身についてご説明いただければと思っております。

次に、11ページの中小企業現状調査ですけれども、これについては私も一般質問で何度か取り上げてこのような種類の調査がされることは非常にありがたいし評価するところです。今回、企業側の側面ということなので国勢調査などは世帯ですので係わらないと思っております、既存の統計調査、また企業センサスなどいろんな調査物が定期的にされていると思っております。それらとリンクする部分、またはそこで得られない補完する部分併せて検討していただければと思っております。具体的に言いますと、これまでの統計上に出てこないところをこの調査によって明らかにするとか、またはこれまで調査されている内容がどういった理由でこういう数値に表れてくるか、リンクする部分と補完する部分の視点を持っていただくこと

で、もしかするとこれまでやっている統計調査を今後活かしていける、または統計調査を補完することができる。どちらにせよ町内の中小企業の体力、中小企業が発展するための調査だと理解して評価するところですので、今言ったような趣旨を踏まえてもらいたいと思いますが、ご見解をいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。当初予算で計上するべきではないかとございましたが、確かに昨年度から学童保育を調査しましたら一人親世帯の学童が67人おりました。その数字を把握して当初予算からの計上が理想ではございますが、町としましてはぜひこれは一括交付金を活用してやっていきたいということがありまして、昨年度からずっと国と意見交換をやってまいりました。そういうなかで沖縄振興審議会総合部会専門委員会のなかで学童保育の拡大による学童の放課後の居場所の確保、子育て環境の整備を総合的に促進していくことが必要であるとの意見も出まして、この家賃補助も認められた次第であります。そういうことから今回の補正での計上となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 無料職業紹介所のご質問ですが、システムにつきましては今言ったように人材サポートではなくて職業紹介となります。現在、所管でやっているデータと向こうのデータだけを見ることができるシステムというのも検討のなかにはあったのですが、こちらで独自に入手したデータ等についても入れていきたいということで、いろいろ調べましたところそういうシステムが北中城村や南城市でも運用されていることが分かりましたので、それと同等のシステムを導入して、職員が足で稼いだ情報も職安からいただいた情報も両方見えるかたちで入れたいということです。それから、システムの主な機能としては、人にサービスをする時、いろんな情報をその人から聞きますのでそういう情報を入力することもそうですが、マッチングしたときに雇用のメリットを受けるための提出物があって、国や県には資料が非常にたくさんありますが、その資料を作るための支援をするような機能が付いているシステムとなっております。それをやることによって企業側が雇用しやすくなるということもありますので、ぜひそのへんを充実させたマッチングができるようにというようなシステムを考えております。

それから、統計について中小企業の現状調査なのですが、おっしゃるとおり統計の数字だけでは見ることができないような、事業所が抱えている問題、思いを補完できる部分についても調査ができるように努力してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 1点お願いします。12ページの黄金森公園陸上競技場芝管理の件ですが、県の事業が終わるといことで町の事業が始まることになってはいますが、この事業が導入される前からサッカーで盛り上がっている中城村、その前からやっている今帰仁村は事業はなしで盛り上がってきていると思うのです。これで機械を購入すると、前の現場調査の時に半年弱で、そのあいだは一般の利用はできないといことで、その期間だけの機械の使用にこれだけのお金をかけてもいいのかと疑問に思ったものですから、どれぐらい使用するのか。今、買わなければいけないのか聞かせてもらいたいと思っています。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 大宜見議員の質問にお答えいたします。備品で3点の芝刈機と、また芝を拾うスイーパー、そういったものを購入いたします。期間につきましては、キャンプが前年度からしますと2月の予定でございますが、その間に冬芝を植えて生やしてそれをカットしていくといことで、キャンプ時まではその機械を随時使用します。それで早めに購入して対応していきたいと考えております。芝は一年中管理をしなければいけませんので、機械を導入して芝の管理にあてていきたいと考えております。また、キャンプ前には使用の制限をかけて冬芝の育成に合わせて状況を整備していくこととなります。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 中城村に聞いたのですが、あちらは使用禁止の期間はなくずっと貸していると、さらにその機械はリースでずっとやっているといことでしたので、町もリースでいけるのではないかと思ったのです。それと機械も外国製なのか、メンテナンスでかなりかからないかという心配がありますがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 今回、芝管理のために購入しようとしているグラウンドの芝刈り機、スイーパーと肥料散布機ですが、そういった事業を入れてはいます市町村の状況を確認してございます。近くでは八重瀬町でも芝刈機を独自で購入、南城市、西原町、それから中城もこちらのデータでは1台は所有している、コザの陸上競技場も2台、芝刈機は1台から2台は所有している状況にあります。それで南風原町もそのように購入して芝の管理にあてていきたいと考えております。

それから、機械に関しましては、カタログでは日本のメーカーのものだとあります。現在

使っていますのは外国産だったと認識しております。これにつきましては、カタログでの範疇ですが、カタログでは日本のメーカーだと考えております。

リースの件ですけれども、リースと購入となるとリース料の加算がされますので機械を購入したほうが良いとの判断で今回備品として購入の計上をしております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 今の件ですけれども、現場調査の時にカタログなどを見ましたが、あの時には当初予算でその機器を購入するということではなかったのかと思っているのです。それで今回買うというのは、それとは別に購入するということなのですか。それともあの時、カタログで説明したものを今度購入するということなのですか。その点、お聞きしたいと思います。

それから、ハブ捕獲機ですが、これまでもハブ捕獲機は何個か仕掛けられていたと思うのですけれども、その管理はどういうふうにされていたのですか。今度新しく臨時職員を配置してやるとのことでしたので、ではこれまではどうだったのか。これまでのようにはできないのかと思います。マウスの飼育、飼育小屋、ハブ捕獲棒を購入する云々あるのですけれども、それも臨時職員にやってもらうのかとここから見て取れるのですが、要するに今度のハブ捕獲機とは、これまで仕掛けた以上にやるということで臨時職員もわざわざ配置するのか。この臨時職員を配置するのはどういう意味合いなのかと思いますので、その点をお聞きしたいと思います。以上、2点。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 機械購入の件で、確かに現場調査の時にそこに事業者の機械がございましたので、こういったかたちの機械を新年度予算では計上したいというようなことを申し上げました。それで新年度にはそういう事業を行うということでやっておりましたが、事業としては一括交付金を導入いたしますので、その平成25年当初では黄金森スポーツ施設活性化事業で入れてございましたが、4月1日からの事業実施は難しいとされていきました。それで今回、国からの決定に基づきまして補正をして新たに予算計上をしてこの事業を執行していきたいということでございます。4月1日から事業をしてもいいという予算計上が認められたので今回の補正予算計上になります。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。ハブの捕獲機等の件でございますが、今回特に観光客、訪れる方を対象にこれまでの取組を強化しようという考え方です。これまでも30

機程度のハブトラップ・捕獲機があったのですが、これはほぼ貸付けられておりまして、今回特に都市公園の周辺、緋会館の周辺にこの捕獲機を設置したいということです。また、いままで発生した箇所や目撃情報がある箇所を管理担当課として地域と調整して設置していきたいということです。それから、これまでも職員が他の業務をしながらハブ関係の業務も行っておりました。マウスの飼育、目撃情報への対応などやっていたのですが、これを今回、一括交付金を活用して主に観光地や公園周辺をより強化していきたいという考え方です。新たに30機の捕獲機購入、それから裏側の公用車駐車場階段下の倉庫のような所でマウスを飼育しているのですけれども、寒さに弱いことがあり、今回、専用の飼育小屋を購入したいという考え方でございます。飼育等も本務職員の指導を得ながらこの臨時職員に担当させていきたいということです。今回より観光地を強化していきたい考え方の予算計上となっています。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ハブの捕獲機については、これまでと同じ30機と言うのだけでも、これまでは学校周辺だったような気がします。黄金森公園などいろいろやっていたのでしょうか。今度は観光関係の公園と地域から要請があればとのことですが、そうすると30機では足りないのではないですか。そのへんは十分に配置できるようにやってください。ただ、この個数がどれぐらいのエリアなのかは、素人で分からないのですけれども、これまでも30機だったのであれば足りないのではないかと思います。

それから、臨時職員1人でやるとのこと、見回りとかいろいろやるのでしょうかけれども1人では大変だと思います。捕獲機の回収、ハブを取り出すとかそういったことは、まさか1人ではやらないのでしょうか。1人でやっては駄目だと確か聞いた覚えがあるのですけれども、そこは十分に配慮してやって欲しいと思います。ハブを捕まえたあとに咬まれたとよく聞くものですから、気を付けて欲しいと思います。

それから、芝刈機の件ですが、先ほども大宜見議員からありましたが、他の所でもいろいろやっていると、特に陸上競技場を何日か利用できない時期があると、芝の面だけでしょうがそこは他の行事に支障はないのですか。現場で説明を受けた時にも少し気にはなっていたのですけれども、冬芝と夏芝と交互に種を蒔いたり生えるまで養生するとかいろいろあったので、そこは陸上競技場が本来の目的であってサッカー場ではないのです。もちろん、プロのサッカーチームが来てその経済効果は大きいものがあると思いますし、実際の芝の管理とかいろいろそれも十分にやって欲しいのですけれども、本来の目的である陸上競技場の町民利用がストップするということであれば、金をかけて芝刈機を購入してやることには気になるところがあります。そういう意味では、行事などは十分に調整されているのですか。芝を刈ったり養生したり、しばらくは使えなくなるとか、そういうものは今どういうふうに計画されているのですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 芝の管理における競技への影響は十分考えられます。計画につきまして、去年は最初に県の事業で入れてあまり状態の良くない芝を根本的と言いますかそこから養生して現在の状況に持ってきております。それを維持していく上で、芝のカッティングだったりそういった作業をやっていきます。その期間について今持っていませんが、去年は芝を養生していくことにだいぶ時間をかけましたので、今回もある程度できていますから、使用期限を設けるのはキャンプの1カ月前からではないかと、キャンプの状態に持っていくためにそういった期間が必要ではないか、11月から12月にかけては除草、種蒔きの期間になるのではないかと考えています。

陸上競技場でございますので、それと併せてフィールド部分はサッカーも使えるという視点で、おおいに両方併せて、または町民にグラウンド競技の部分は調整をしながら町民にもきれいな芝で使えるように、そして陸上の練習にも活用できるようにできるだけ使用を制限する期間について事業者とも調整しながらやっていきたいと考えています。陸上競技場がフルに活用できるようにと言いますか、養生期間を除いてはキャンプのみではなく他の大会等も含めて活用していきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 芝の整備をするということで他のスポーツに影響がないようにぜひやって欲しいと思います。

それから、キャンプの一月前ぐらいとのことですが、キャンプは2月ごろでしたか。ということは、町の陸上競技には全く関係ないということですよ。要するに、陸上競技で投てきの練習とかいろいろありますけれども、そういうものには影響ないのかと思ったのですが、今のキャンプ一月前ということであれば陸上競技には全く関係ないとみてよろしいわけですよ。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 陸上競技場の活用ですけれども、平成26年度が2月9日から10日間ほどキャンプがありました。通常、キャンプがない時期等におきましては、シーズンオフになっていまして季節の関係もありまして閑散とした状況でした。それから、3月から大学が休みに入ったりする時には、大学生、または高校生も沖縄は暖かいということで、今回も本土の大学から2月、3月、春休み期間に入る時期でしたか陸上トレーニングのために来ました。2月の期間というのは、比較的空く時期だろうという考え方を持っていました。そ

ここにキャンプを誘致し、それだけの人が来客していただきまして活用できたことは成功だと、一年をとおしてフルに活用していけるのではないかと考えています。芝の養生期間を少しおきますけれども、それを除いてはということと考えています。

先ほどフィールド部分のお話でしたが、投てきについてはシーズン前には少し制限をかけざるを得ないというような状況もあるのではないかと考えています。ハンマー等は規制をかけています。なるべく修復ができるように、円盤、槍等、練習が終わったあとにおいてもキャンプ等に支障がないよう芝の管理に取り組んでいきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前11時14分）

再開（午前11時14分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第29号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第29号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第29号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第29号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第1号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。休憩します。

休憩（午前11時14分）

再開（午前11時31分）

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第4. 議案第30号 南風原町固定資産評価員の選任について

○議長 宮城清政君 日程第4. 議案第30号 南風原町固定資産評価員の選任についてを

議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 城間俊安君 議案第30号 南風原町固定資産評価員の選任についてであります。南風原町固定資産評価員に下記の者を選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めます。記 氏名 宮城広子。生年月日、現住所は記載されているとおりであります。提案理由として、上記の者は、平成27年4月1日付けで総務部税務課長の職にあり、固定資産評価員について、上記の者が適任であると思慮するものであります。前任者の人事異動に伴って4月1日に宮城広子氏が税務課長につき、固定資産評価員についてはそういう要職にある方がこれまでもやってきましたので皆さん方のご理解をお願いします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第30号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第30号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第30号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第30号 南風原町固定資産評価員の選任についてを採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、同意することに決定しました。

日程第5.承認第1号 専決処分(南風原町税条例等の一部を改正する条例)の承認について

○議長 宮城清政君 日程第5.承認第1号 専決処分(南風原町税条例等の一部を改正する条例)の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第1号 専決処分(南風原町税条例等の一部を改正する条例)の承認についてであります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町税条

例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

専決処分書 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、南風原町税条例等の一部を改正する条例を下記の理由により 3 月 31 日に専決処分をし、同日公布いたしました。

専決処分した理由として、地方税法の一部を改正する法律が平成 27 年 3 月 31 日に交付された。よって、南風原町税条例についてもこの法律改正に伴い、同年 4 月 1 日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をいたしました。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、承認第 1 号の概要を説明いたします。まず、お手元に配布いたしました資料、南風原町税条例等の一部を改正する条例の概要説明で説明をいたします。今回の地方税法改正の趣旨は、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするために地方創生に取り組むため、ふるさと納税の拡充及び手続の簡素化、それから軽自動車税のグリーン化特例の導入、さらに個人住民税の住宅借入金等特別税控除及び土地に係る固定資産税の課税の特例の延長を行うことが主な目的であります。

それでは、税目ごとに説明をいたします。まず、個人住民税の関係です。住宅ローン減税の延長です。これまでも個人住民税においては、住宅ローン軽減の拡充措置について、その対象期間を平成 29 年から平成 31 年まで 1 年半延長するというございます。これはどうということかと言いますと、以前は所得税の割合が住民税より多かったです。それを税制改正で住民税のほうが多くなっております。以前は所得税から住宅ローン控除ができておりましたが、所得税で控除できない部分を住民税から控除するというございます。その延長です。その住民税の減額分については、地方特例交付金という制度で補てんされることになっております。

2 番目は、ふるさと納税申告手続きの簡素化です。これは確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例を創設です。ある人が他の市町村にふるさと納税（寄附）をした場合、寄附された自治体はその人の住んでいる市町村に、この人からふるさと寄附がありましたということ市町村に情報提供をすることで確定申告が不要になる。より、ふるさと寄附の制度を使いやすくしたいという制度の拡充です。

もう 1 点、ふるさと納税の特例控除額の充実。先ほどと同じ、ふるさと納税・ふるさと寄附。これまでは上限額が所得割の 1 割でございましたが、それを 2 割まで拡充する改正です。以上が個人住民税の関係です。

2 点目が、法人住民税です。法人住民税には、資本割と法人割がございますが、その資本金等の額が資本割の課税標準でありましたが、それを資本金と資本準備金の合計額を下回る

場合は、資本金と資本準備金の合計額を課税標準とするということです。それから、法人住民税の均等割の税率区分を資本金等の額を資本割の課税標準額に統一する。これまでは資本割と均等割の枠が違っていたのですが、それを課税標準額として統一する改正です。

3点目に固定資産税です。土地の課税につきまして、例えば3年ごとにある評価の見直しにかかわらず土地の下落があったらこれを修正するというものの延長。それから、負担水準というのが地域によってばらばらなのですが、それをある一定の期間まで引き上げていく負担調整も継続。等々、これまでの特例をさらに3年間継続するというものです。

もう1点は、わがまち特例と新たな導入という制度です。わがまち特例というのは、地方税法付則第15条にそれぞれの自治体が条例で定めるものについては軽減措置があるということで、これまで備蓄倉庫を協定で民間が設置しているものや雨水貯留浸透施設という一気に水が河川に流れ出ないように対策を講じている施設、それから冷凍倉庫のようなノンフロン施設、これは償却ですが、そういったものについてはこれまでも軽減がありました。延長するということです。新たに創設されたのが、サービス付き高齢者向け住宅（平成27年4月から平成29年までに取得される建物）につきましても軽減措置が図られるということです。

もう1点、管理協定が締結された津波避難施設用家屋の家屋と償却についても軽減の対象とするという改正となっております。南風原町には県が指定する浸水区域が津嘉山の一部にございますが、その区域で仮にこういった管理協定の締結がある部分については、固定資産税の軽減が図られるということでございます。

続きまして4点目、軽自動車税です。これについては、一定の環境性能を有する軽四輪等についてグリーン化特例として平成28年度分に限り減額です。電気自動車を従来の税額から75パーセント軽減。他に平成32年度燃費基準プラスそれを20パーセントプラスの軽減を達成したものは50パーセント軽減。そして平成32年度燃費基準達成の車両に対しては25パーセント程度の軽減をするということで、これは環境対策からの導入です。平成28年度分に限り軽減となっております。

それからもう1点、二輪車。平成27年4月から改正の予定でございましたが、諸々の事情により1年延期して平成28年4月からの引き上げになるということでございます。

続きまして、たばこ税であります。これまで旧三級品の製造たばこに係る特例がございました。おおむね三級品以外の半分程度でございましたが、それを平成28年4月1日から平成31年4月までに四段階で税率を引き上げて同額とするという改正です。

6点目です。その他というたい方をしてはいますが、各税目になんらかの理由で減免措置がある場合、これを各市町村の実情に応じて規定することを明確化ということで、これまで納期限前7日までの申請が必要でしたが、納期限までということで期間を延長する改正となっております。そして、その他につきましては特に今回、社会保障と税番号制度導入、それから他の関係法令の改正に伴う条ずれや文言の修正ということで、かなり量はあるのですが、各条項でマイナンバー制度導入のための文言の挿入等がございます。以上が、承認第1

号 南風原町税条例の一部を改正する条例の概要説明でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 自動車税の措置がありますが、軽減ではなくてアップがありますよね。31ページの表を見ますと、14年を経過した月に属する年度以後のものは税をアップする。軽減するのは平成28年度においての税分となっているけれども、この当分の間というのは、ずっと値上げすると、多く取りますよということですか。14年というと確かに古い車で、要するに排気ガス規制とかなんとかをやっていないという理由なのでしょうか、特にこの当分の間というのはどういう意味なのかと思って質問しています。そこをお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。町税条例等の一部を改正する条例という一部改正で2条関係でございますので、他の部分の挿入があつてこの表は出ているのですが、実は前年度で改正されています。先ほど軽自動車関係で触れたのですが、グリーン化特例ということでより燃費が低く開発されたもの、それから電気自動車、いわゆる環境負荷が低いものについては税を軽減しましょう、ただしどうしても経年に伴って環境への負荷は大きくなるということで普通乗用車はすでに数年前から導入されている制度でございます。それが軽自動車についても環境保全と言いますか環境対策の観点から前年度で改正がされています。当分の間ということですが、それは続けられるものではないかと、今の社会トレンドからやはり環境対策というのは自動車のみならず他のところでも反映されていくのではなかろうかと考えています。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 排ガス規定とかいろいろあつてそこは分からないでもないのですが、軽自動車でも長年大事に乗っている方もいらっしゃるわけですが、買い替える余力があればそれはいいのですけれども、買い替える力もないのでずっと古いものを大事に使っている人たちもいるわけです。それを税金も値上げということであれば、またそれが今年だけ上げますよではなくて、次年度も今年だけあげますよでもなくて、当分の間上げますよもう買い替えなさいというような、電気自動車に買い替える余裕なんて普通はないのでは

ないかと思うのです。そこはやはり排気ガス規制のほうが強い、ということなのか。皆さんはどう考えますか。他のところは全部減免、新しいものを買ったら減免するわけです。ところが、古いものに乗っていたらアップだと、要するにこれまでの税金を取るのではなく、決められた税金よりもアップするということですから腑に落ちないところもあるけれどもどうなのでしょう。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。おっしゃるとおり、物を大切にと言いますか別の見方からすればマニアでクラシックカーに乗っていらっしゃる方もいる等々、賛否があるのは事実だと思っています。ただ、これはわが国だけではなくて全地球的に環境保全は重要視されていることもまた現代社会の大きな課題としてあろうかと思えます。電気料についても再生可燃エネルギーの負担金ということで、それぞれの電気料レシートには付いてきております。この割合も実は少しずつ高くなっているような気がいたします。そういうことから、大事に物を使っていることは重々理解できるのですが、環境負荷への対策ということで、当然ペナルティではないのですが、そういった世の中の風潮に行かざるを得ないような全地球的な考え方ではなかろうかと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ペナルティではないと言うのですけれども、決まっている税額よりも高いことはペナルティではないのかと思いますが、それは置いておきたいと思えます。

それからもう1つは、全体的にマイナンバーのことでずっと出てきているのですけれども、このマイナンバーというのは町でもシステムの改善などやっているところで、全部マイナンバーでやるようになっていきます。「住所・氏名又は」ですから、氏名と住所だけでもできるような感じではあるのですけれどもね。マイナンバーができるまではナンバーを付けなくてもいいのでしょうか。このマイナンバーというのはどういうふうにするのですか。自分で届けられないといけないような感じでしょう。住民一人一人があなたのナンバーはこれですと知らされない限り届けることはできないわけでしょう。納税者は、住所・氏名又は名称及び個人番号となっていて、それを届けるようになるわけですから、どういうふうに行き先に行くのですか。この条例とはちょっと違ってくるのですが、ただ、マイナンバーを付けなければいけないことになるわけですから、皆さん方はどのように住民に周知させるのですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 税と社会保障制度の番号制度なのですが、この番号については国が全国民に付与します。これが各個人にダイレクトメールで届けられることになっています。それを踏まえて、然るべき法制度に則って住民登録や、現在のところマイナンバー制度とは税と社会保障ですので、それを制度として振られるものは振るのですが、申請が必要なものについては個人に自分の番号を申請していただく事務の流れになると考えています。今後、それについてはすでにテレビなどでお知らせはされているのですが、町としてもいろんな機会ですういった制度に導入されますよというのは国も県も一緒になってお知らせしていく必要はあると考えています。以上です。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前11時55分）

再開（午前11時55分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 4番の軽自動車税のところ、二輪車に係る税率のアップを一年間延期するとなっているのですが、これはどういったことか理由があるのか。

それからもう1つ、分かればお答えしていただきたいのですが、税率をアップしたことによっていくらの現金が試算されるのかをお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。まず試算についてですが、これは廃車購入等があつてなかなか厳しいのが現状でございます。今の時点、試算はやっていません。

原付、二輪車なのですが、特に50cc以下が即2倍になります。50cc以上90cc以下も1,200円が2,000円、90cc以上125cc以下の1,600円が2,400円と倍近くなるということです。当初は平成27年4月1日施行予定だったのですが、諸々の影響を考慮して一年間考慮されることになったということです。負担の大幅な割合と周知の期間が理由だと思っています。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 そうしますと、南風原町に何台あるか把握されていないわけですよ。だいたい分かりますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 試算は、仮に今年4月1日時点と固定したらできます。しかし、

廃車、購入がございしますので、試算をしても大幅に変わることもあることから、現在のところはしていないということでございます。シミュレーションはある一定を固定した上で想定すれば、例えば10パーセント増しますとか減りますとかいう想定をやる場合にはできませんけれども、現時点は改正に向けての税の試算は行っていないということです。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 よく分かりませんが、諸々の条件という場合の諸々とは、値段が跳ね上がる、税率が跳ね上がるということかというのが私の今の考えです。では、そうならばいつごろできるのかは難しいので質問するのは止めますけれども、とにかく全体を考慮して、上げるところは上げるというかたちでやっていただきたい。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第1号 専決処分(南風原町税条例等の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認することに決定しました。

日程第6.承認第2号 専決処分(南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認について

○議長 宮城清政君 日程第6.承認第2号 専決処分(南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第2号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてであります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、下記の理由により3月31日に専決処分し同日公布いたしました。

専決処分した理由としまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月4日に交付、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に交付された。よって、南風原町国民健康保険税条例についてもこの法律改正に伴い、同年4月1日施行のため改正が必要であり、議会を招集する余裕がないため専決処分いたしました。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 国民健康保険税条例改正について、内容等ご説明します。まず、改正箇所についてご説明しますので、5ページの新旧対照表をご覧ください。南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 南風原町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。まず第2条第2項ただし書中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第3項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第4項ただし書中「140,000円」を「160,000円」に改める。第19条中「510,000円」を「520,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に、「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同条第3号中「450,000円」を「470,000円」に改める、ということになります。附則（施行期日）1項この条例は、平成27年4月1日から施行するというところでございます。

続いて内容について、お配りしました承認第2号資料に沿ってご説明いたします。まず、今回の改正は、1点目、保険税負担公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るための課税限度額の見直し、それから2点目、低所得層の保険税負担の軽減を図るための保険税軽減判定所得の基準見直しでございます。

まず、課税限度額の見直しですが、これは国民健康保険税の基礎課税分について、改正前は51万円だったものを52万円へ1万円の引上げ。それから、後期高齢者支援金等課税分16万円から17万円にこちらも1万円引き上げます。それから、介護納付金課税分は14万円から16万円に2万円の引き上げとなります。医療分と介護分合計しまして81万円から85万円へ4万円の増額となっています。

2点目で保険税の軽減判定所得基準の見直し。こちらは低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するものです。5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準改正であります。まず5割軽減の減額基準については、被保険者数に乘すべき金額を24万5,000円から26万円に改正。3人世帯の場合で例を示してございます。改正前でござい

ましたら、24万5,000円掛ける被保険者数で所得は106万5,000円が基準となっており、これ以下が5割軽減を受けるということでした。改正後は、26万円に乘すべき金額が上がりますので、所得としまして111万円に上がると、所得が4万5,000円増額拡大されるということで軽減を受ける世帯がその分増えることとなります。もう1つは、2割軽減の減額基準についても5割軽減同様、乘すべき金額を45万円から47万円に引き上げるということで、3人世帯の場合、改正前が168万円の所得であったものが174万円に拡充されることとなります。

裏面をご覧ください。こちらは今回の改正を図で示した資料でございます。左上に濃く色塗りされた部分で、要望概要、要望内容となっておりますが、厚生労働省で作成された資料で改正前の資料でございまして、現在は要望ではなく改正に読み替えて確認をお願いしたいと思います。改正概要でございます。この資料で左側が改正前、右側が改正後になります。このグラフの横軸は所得を、縦軸は税額を表しています。所得は右に行けば行くほど高くなりますし、縦軸では上に行くほど税額が上がることを示しています。今回の改正では課税限度額を引き上げることによって高所得層の方々には若干負担を多くしていただき、中低所得者層の被保険者の方々には軽減するというような仕組みとなります。このグラフで実線と点線がございまして、点線は改正前の所得と税額を示してございまして、実線が改正後になります。右側グラフに下矢印がございまして、この範囲は負担が減ることになりまして、上矢印の範囲の部分が高所得者層に対して負担が増えることとなります。次にこのグラフの①と②が振られています。5割軽減と2割軽減の基準上限です。これは下に点線囲みで説明していますが、軽減の判定所得の見直しということで、①と②の基準額の位置が、このグラフで言いますと右側へ広がるということですね。基準所得額が増えますので、その増えた分、5割軽減、2割軽減の適用を受ける世帯が拡大することとなります。今回のこの改正では、低所得者に対する保険税軽減措置対象の拡充ということでございまして。以上が今回の国保条例改正内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。11番 宮城寛諄議員

○11番 宮城寛諄議員 表を見ると5割軽減、2割軽減になる町民が多くなるわけですが、高所得者の人が上がる以外は皆下がるみたいに見えますが、皆下がるわけではないですね。2割軽減、5割軽減に入る人はもちろん下がるのですけれども、それ以外の人、高所得者の51万円から52万円に上がる以外の人でも安くなるわけではないのでしょうか。この図から見ると高所得者以外の方は皆下がるみたいに見えますから、そうではないですよね。ここを確かめたかったのです。

それからもう1つは、高額所得の方とはだいたいどれぐらいからですか。基礎課税分に51万円から52万円になる方は、だいたい所得がどれだけで、人数がどれだけいらっしゃるのかお知らせくださいませんか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 ご質問にお答えいたします。まず1点目でございますが、確かにおっしゃるように全員が軽減されるわけでもございません。このグラフで真ん中より下に横線が引かれております。上は応能部分でございます、所得に対して課税される部分。その下が応益分でございます、これは等しく皆課税される部分でございます。応能部分に関しては、所得が限度額を超える分は増えますよということになります。応益分に関しては5割と2割世帯だけが軽減の拡充になることとなります。

それから2点目についてでございますが、まだ平成27年度の課税に対する所得の把握は現時点できませんので、平成26年度の所得で試算してみました。それによりますと、医療分が51万円から52万円に増える世帯が82世帯増えます。支援金分が234世帯増えます。介護分は12世帯の増となります。トータルしますと約340万円税額は増える、税収が増える試算になります。どれぐらいの所得からかということでございますが、世帯の状況等それぞれございますので、1人世帯で試算してみました。1人世帯の場合、医療分で限度額に達するのは改正後で843万の所得がある方となります。改正前は826万3,400円でしたが、改正後は843万円の所得がある世帯。支援金においては、458万1,500円の所得の方が、改正後は486万7,200円となります。介護分に関してはさらに所得が高い方々が対象になりまして、改正前は1,386万7,000円、改正後は1,597万2,200円の所得がある世帯が限度額を超える世帯となると、平成26年度の所得で計算しています。以上であります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第2号 専決処分(南風原町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認することに決定しました。休憩します。

休憩（午前11時56分）

再開（午前11時57分）

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第 7. 承認第 3 号 専決処分（南風原町情報公開条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 宮城清政君 日程第 7. 承認第 3 号 専決処分（南風原町情報公開条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第 3 号 専決処分（南風原町情報公開条例の一部を改正する条例）の承認についてであります。地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、南風原町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

専決処分書 地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、南風原町情報公開条例の一部を改正する条例を、下記の理由により 3 月31日に専決処分し同日公布いたしました。

専決処分した理由としまして、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、南風原町情報公開条例の規定についても平成27年 4 月 1 日から施行するため改正が必要であり専決処分いたしました。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 承認第 3 号 南風原町情報公開条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。今回の条例改正の理由は、先ほども副町長からございましたが、独立行政法人通則法の一部を改正する法律のなかで改正がございました。これまで全ての独立行政法人を一律に規定しておりましたが、この新たな改正で中期目標管理法人、それから国立研究開発法人、そして今回規定される行政執行法人という 3 つの分野に分類されました。以前は特定独立行政法人と一括りにしていたものを、行政執行法人という修正があります。これは何かと言いますと、情報公開条例のなかで非公開とすることができる、ただし次の法人の公務員の職については公開しますよという改正です。なぜ 3 つのうちこの 1 つかと言いますと、この行政執行法人と言いますのは、他の 2 つの法人と比較して国の行政事務と密接に関連した国の相当の関与の下に確実に執行することが求められる事務事業を行う法人となっております。そのことから法人のなかには当然、法人で採用された方もいますが、そのなかで公務員の職にある者については情報を開示しますよという条項です。これまでそれぞれ 3 つの法人が一括りに特定独立行政法人とされていたものを、行政執行法人の公務

員の職にある者についてはこの情報を公開することができるということの改正となっております。以上が、概要説明です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8 番 花城清文議員

○8 番 花城清文君 では、質問します。まず、町長が専決処分をするには条件が必要ですが、今度の専決処分をした理由のなかに独立行政法人通則法とあり、これは平成26年に改正施行されているわけでしょう。平成26年からだったら、われわれの議会が何回も開かれました。平成27年3月議会も開かれています。専決処分というのは、本来は議案として議会に提案して審議してもらっただけけれども時間的余裕がなかったので町長の権限で専決処分したというものになります。けれども、平成26年に改正施行された法律がなんで今頃こういうかたちで専決処分となったのか、その理由がよく分からない。どうでしょうか、お答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。おっしゃるとおり、同法案は平成26年6月6日の参議院本会議において可決されています。様々な条例、そのなかにいろいろな法律、当然、上位法としてあります。おっしゃるとおり、3月末にこの情報を掴みました。まさに専決をするのでもなくそのあとに本会議が何度かあったのですが、そういったことで今回の専決をさせていただいたということでございます。4月1日からの施行でございますので、こういった情報公開ができるものについてはいち早く対応する必要があるという見方での専決をさせていただいたということでございます。情報は一生懸命掴もうとしているのではあるのですが、今回こういった結果になったことをお詫び申し上げて、今後はそういったことがないようないろんな角度でアンテナを磨いて、臨時定例で対応できるものはそのようにしたいと考えています。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 皆さんの仕事の忙しさはよく分かっているつもりです、理解できません。今、部長が答えられたように、6月にこの法律が改正施行されました。だったら9月の定例会もありました。12月もあります。その間に臨時議会が何回もありました。その間、それがチェックできなくて議案として提案できなかったのは非常に反省すべきだろうと思います。今後、こういうミスがないように、議会の手続きを経るべきものはしっかりと確認をして議案として提案し審議をしていただく、それが大事だと思います。仕事の忙しさは分かります今回のようなミスがないように今後気を付けて欲しいことを申し上げておきます。終わり

ます。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第3号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから承認第3号 専決処分（南風原町情報公開条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認することに決定しました。

日程第8．承認第4号 専決処分（平成26年度南風原町一般会計補正予算（第12号））の承認について

○議長 宮城清政君 日程第8．承認第4号 専決処分（平成26年度南風原町一般会計補正予算（第12号））の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第4号 専決処分（平成26年度南風原町一般会計補正予算（第12号））の承認についてであります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度南風原町一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度南風原町一般会計補正予算（第12号）を、下記の理由により3月30日に専決処分をいたしました。

専決処分した理由としまして、平成26年度南風原町一般会計において、津嘉山公園整備事業に係る繰越明許費が公園事業の全体繰越額との調整不足等により、最終繰越額に対し少なく計上されているため予算を計上する必要があるが議会を招集する時間的余裕がないため専決処分いたしました。

予算書の1ページをお願いいたします。平成26年度南風原町一般会計補正予算（第12号）平成26年度南風原町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。（繰越明許費の補正）第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 承認第4号について、ご説明いたします。説明に先立ち、一言お詫びいたします。本件の専決処分につきましては、本来なら3月の第1回定例にて繰越明許費補正すべきでございましたけれども、調整不足等により繰越額が少なく計上されていることに気が付きましたのが年度末になったことから、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分に至った次第であります。今後はこのようなことがないように十分調整、確認を行い進めてまいります。経緯としましては、予算上は8款、土木費、4項、都市計画費、1項、公園費で管理をされておりますけれども、繰越明許費補正につきましては、表のなかで公園ごとに予算を計上していることから、トータル的には4目の公園事業費、これには5公園ありまして全体的な繰越額の枠内ではございますが繰越明許費の表で示しました津嘉山公園事業につきましては800万円少なく計上されております。それに気づきましたのが年度末ぎりぎりであったことから議会の招集ができず専決処分に至った次第でございます。改めてお詫びいたします。

それでは、ご説明させていただきます。2ページをよろしく申し上げます。第2表 繰越明許費補正。変更としまして、8款、土木費、4項、都市計画費の津嘉山公園整備事業で補正前8,730万2,000円、補正後9,530万2,000円で800万円の増となっております。理由としまして、公園施設管理者負担金として区画整理事業へ繰出しているもので、区画整理事業において物件移転の工期に変更が生じたことによるものでございます。以上で、承認第4号 専決処分（平成26年度南風原町一般会計補正予算（第12号））の承認についてのご説明いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 花城清文議員

○8番 花城清文君 これも一緒ですね。詫びも含めて説明をしましたが、3月の定例会に皆さん方は2回、補正を提出しています。補正予算第10号、第11号ですか。そのなかにチェックできなかった、発見できなかったというのが理解に苦しみます。財源繰越をして平成27年度までの事業が継続してできるが、そのチェックを怠ったということは理解できない。なぜそういうチェックができなかったのか。もし答えられるのであれば教えてください。皆さん方は、3月の定例会で2回の補正を出しています。そのなかでそれぞれの事業の予算がどうなっているのかチェックをするはずで。それができなかったというのが、私は理解でき

ないのですが、もう少し詳しく説明してくれますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。平成26年第4回定例会に最初の繰り越し手続きをしております。続きまして、3月の平成27年第1回定例会においても繰越の手続きを行っておりますけれども、その段階でも確かにチェックができなかったことにつきまして深くお詫びしたいと思っております。本来、私どもの予算の管理につきましては、予算書の中身を中心に管理をしていた関係上で、議会の繰越予算書とのすり合わせができていなかったのが大きな要因になっております。予算書自体では1日の公園費で5公園とも1つのプールの予算になっていることから、そのなかで繰越を承認いただきました大枠としては金額が予算内にあったことから、その気づきに遅れたのが大きな要因になっております。今後はそういったことがないよう詳細の確認事項調整を進めてやっていきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 この事業がチェックできなかったということですか。それぞれ担当がいて、課長がいて、それぞれチェックをしていくというのが行政の事務手続きでしょう。それが発見できなかった、チェックできなかったということですから、今後ミスを起こさないための対策をどうするのか。今相対的に答弁いただきましたが、具体的に今後はミスを起こさないためにどういった手法で取り組むつもりなのか答えてくれますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。これまでもいくつか不手際で再度予算の承認をいただいたこともあります。これにつきましては、一度ミスしたものは二度と起こさないという一つの原則、また、それ以外につきましてもそのチェック体制ですが、これまでは担当、班長、課長というようにチェックの体制を取っておりますけれども、さらにそのチェックの内容等を私ども部でも十分検討しながらさらに強化して、今後こういう不手際がないように努めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 事故が起こるのが当たり前と言う感じがしないでもなかった。けれども、同じ失敗を繰り返すことが職員にあってはならない。同じ失敗を繰り返すのは、反省

をしていない証拠でしょう。そういった面で二度と同じようなミスは起こさない、これが反省だと思います。そして今後の取組だと思います。そういった面でまだ少しぬるいような気がする。職員が一生懸命仕事をしているのも分かります。職員が細かいところをチェックできる体制が不十分ではないかという気がします。そういった面で今後の体制づくりは職員とじっくり話し合っ、事業が計画どおり進められるようにぜひやって欲しい。仕事を一生懸命やってそのチェックが遅れたことも理解できるが、同じような失敗があってはならない。そこはしっかり踏まえて、職員が足りなければ上長ともよく相談をして事業がスムーズに執行できるようにぜひやって欲しい。このことをお願いして質問を終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第4号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第4号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから承認第4号 専決処分(平成26年度南風原町一般会計補正予算(第12号))の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて平成27年第3回南風原町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

平成 27 年第 3 回臨時会

閉会（午後 0 時 43 分）